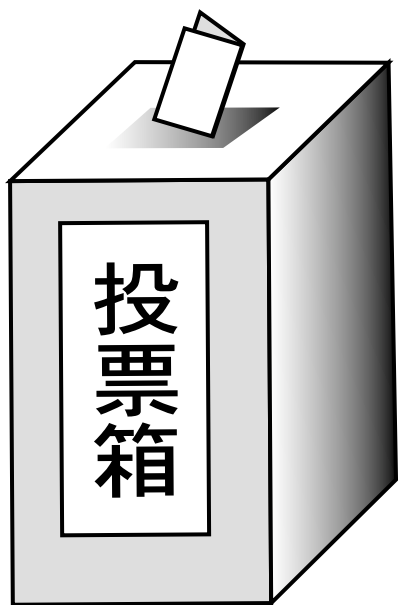


# 2月17日は 町議会議員選挙の 投票日です

2月17日は、津別町議会議員の任期満了に伴う一般選挙の投票日です。町議会は、条例や予算などまちづくりの方針を決める重要な機関で、私たちの生活と密接なつながりを持っています。私たちの代表者を決める大切な町議会議員選挙です。よく見て、よく聞いて、よく考えて、棄権せずに投票しましょう。

あなたの一票大切に！



選挙権を有しているのは？

20歳以上で、住民登録しており、現に居住している人です

11月11日以前に住民登録し、住んでいる人が対象

今回の選挙で投票ができる人は、投票日当日満20歳以上で、次の要件を満たしている人です。

①平成24年11月11日以前に津別町に住民登録をしている。

②現実に津別町に居住している。したがって、津別町に住民登録をしても、学生などのように町外に居住している人は、②の要件を満たさないため、投票することはできません。

平成24年11月12日以降に転入

の届け(住民登録)をした人は、現在津別町に住んでいても、居住期間が不足しているため、選挙権はありません。

投票ができる人は選挙人名簿に登録されますが、その名簿は次の期日に見ること(縦覧)ができます。登録された自分の名前、住所、生年月日などが正しく記載されているかどうか確かめください。

縦覧期日 2月12日(火)

午前8時30分～午後5時

縦覧場所 選挙管理委員会事務局(議会議事堂1階、町民懇談室)

入場券を持って、投票所へお越しください

投票は、2月17日の日曜日です。時間は午前7時から午後6時までです。入場券を持ってお越しください。

投票場所は、入場券に記載しています。

入場券は、投票する人の確認書であり投票用紙交付の際の整理券ともなります。忘れたときには、

再発行に時間がかかる場合がありますので、忘れずに持参してください。

この入場券は、11日ごろに皆さんに郵送されます。期日が来ても届かなかつたり、記載内容に誤りがあるときは、すぐに選挙管理委員会(☎76-2151)にご連絡をお願いします。

期日前投票を希望する方は、13日から16日までに選管事務局へ

旅行、レクリエーションなどの事情も認められます

期日前投票は、投票の当日に、仕事や旅行、やむを得ない事情で投票できない人が、事前に投票を済ませておく制度です。手続きも簡単になりましので、投票日に旅行やレクリエーションなどを予定されている人は、

棄権しないよう事前に期日前投票をしておくことをお勧めします。

期日前投票は、2月13日から16日までの毎日、午前8時30分から午後8時までできます。投票を希望する場合は、入場券を持って(印鑑は不要)選挙管理委員会(議会議事堂1階、町民懇談室)までお越しください。

長期出張の人は、告示前の請求が可能です

なお、長期間出張などで町外に滞在している場合などは、不在者投票の請求が告示前でもできます。告示前に請求をし、告示日の翌日(13日)以降に滞在中に不在者投票をしてください。不在者投票用紙の郵送や返送はすべて郵便でのやり取りとなり日数がかかります。特に町議選挙は選挙期間が短いため、場合によっては投票日までに届かないこともあり得ますので、早めに請求をしてください。また、不在者投票ができる病院などに入院している場合も、

その病院内で投票ができます。早めに病院の方に申し出てください。

開票は即日

午後7時30分から中央公民館で

開票は、投票日当日の午後7時30分からを予定しています。場所は中央公民館講堂です。一般参観人の入場は、午後7時20分の予定です。

会場へは受け付けを済ませてからお入りください。申込者が多い場合は、入場を制限することがありますのでご了承ください。静かに参観され、会場の秩序維持にご協力ください。

告示日 2月12日(火)  
投票日 2月17日(日)  
投票時間 7:00~18:00  
投票所 入場券をご覧ください

選挙に関するお問い合わせは、津別町選挙管理委員会まで  
☎76-2151 場所は、議会議事堂1階の町民懇談室です



重度障害の人は、  
自宅で投票できます

身体に重度の障害があるために投票所へ行くことができない人は、自宅で投票することができます。この制度も不在者投票制度の一つです。投票は、選挙管理委員会にその旨の請求をし、郵送によって投票用紙をもらい、郵送によって記載した投票用紙を送ることになります。投票まで時間がかかりますので、早めに請求してください。

なお、この投票は「郵便等投票証明書」の交付を受けていなければ、することができません。この制度を利用する人は、まず証明書交付の手続きをしてください。すでに交付を受けている人は、有効期限(7年間)が過ぎていないかどうか、お確かめください。

この制度を利用できる人

【身体障害者手帳をお持ちの方】

- ・両下肢などの障害で、1級または2級の人
- ・内臓機能障害で、1級または3級の人
- ・免疫障害で、1級から3級までの人

【戦傷病者手帳をお持ちの方】

- ・両下肢などの障害で、特別項症から第2項症までの人
- ・内臓機能の障害で、特別項症から第3項症までの人

【介護保険の要介護状態区分が、要介護5の方】